

ID: 72

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課 歴史みらい館

処分の概要	指定記念物に関する現状変更等の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	村田町文化財保護条例 第33条第1項		
例 規 番 号	平成元年条例第14号		
【基準】			
第33条第1項の規定による。 (現状変更等の制限)			
第33条 指定記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合その他教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。			
2 第12条第2項の規定は、前項の許可を与える場合について準用する。			
3 第12条第3項の規定は、前項において準用する同条第2項の規定により前項の許可に付した条件に従わなかった場合について準用する。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日